

「大阪市自転車通行環境整備計画」の策定に向けた検討をしております。

みなさまのご意見をお寄せください

大阪市では、自転車の利用や事故の現状、これまでの取組みを踏まえて、平成 24 年 3 月に「自転車利用環境の整備に関する今後の取組みの考え方（別添資料 1）」をとりまとめております。その中では、自転車で「はしる」ことに関して、自動車や歩行者との通行空間の分離など、自転車の通行環境を整備していくことが必要としております。

また、平成 25 年度から本町通をモデル区間と位置付け、車道内における自転車レーン整備に取り組んでおり、多くの市民から安全になったとの意見をいただいております。

このような状況を踏まえ、今後も自転車通行環境の整備を効果的かつ確実に進められるよう、現在、学識経験者等からなる検討会議を開催し、「大阪市自転車通行環境整備計画」の策定に向けた検討をしております。

つきましては、整備計画策定の参考とさせていただくため、市民のみなさまからの積極的なご意見をお待ちしております。

「大阪市自転車通行環境整備計画（素案）【概要版】」をお読みいただき、

1 整備計画の基本方針

2 整備の形態

3 整備の進め方

4 その他、整備計画（素案）全般

に関するご意見をお寄せください。

※「大阪市自転車通行環境整備計画（素案）」の詳細版については、本市ホームページに掲載しております。http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/kensetsu/0000341328.html
また、各区役所等でも閲覧が可能です。

【募集期間】

平成 28 年 2 月 16 日（火）から平成 28 年 3 月 16 日（水）

※ 募集期間内に必着するようお願いします。

【提出方法】

持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により受け付けます。

※ 持参の場合は、平日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までをお願いします。

【提出及び問合せ先】

大阪市建設局管理部自転車対策課（自転車施策担当）

住 所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

F A X：06-6615-6577（電 話：06-6615-7699）

メール：bicycle-lane@city.osaka.lg.jp

【ご意見の取扱いなど】

お寄せいただきましたご意見につきましては、後日、その概要とご意見についての本市の考え方を取りまとめて公表する予定にしており、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

ご意見をいただきましたみなさまの個人情報は、本件以外の目的に使用しないとともに、一切公表いたしません。

【その他】

電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。

ご意見の記入用紙

1 整備計画の基本方針に関して、

- ・ 本市ではこれまで、自転車交通量の多い周辺部を重点に自転車通行環境を整備してきましたが、公共交通機関での移動を前提としていた中心部において、自転車利用が大きく増加してきており、中心部における自転車通行環境の整備が求められています。
- ・ また、自転車の通行空間については、周辺部における既存の空間を活用しつつ、連続性を持ったネットワークを形成する必要があります。
- ・ そのため、今後の「自転車通行環境について、中心部の幹線道路に重点をおいた整備に取り組む」ことを整備計画の基本方針とするよう考えております。

このような本市の考えについて、ご意見をお聞かせください。

2 整備の形態に関して、

- ・ 自転車通行環境について、現状では、歩道上に歩行者や自転車が集中して混雑していることや、路上駐車が自転車の車道通行を阻害していることなどが課題になっております。
- ・ これらの課題を踏まえ、自転車の車道左側通行を徹底することにより歩行者の安全を第一に確保するとともに、自動車の運転手への注意喚起などにより自転車通行の安全性・快適性を確保していく必要があります。
- ・ そのため、今後の自転車通行空間として、「車道内に自動車と自転車が分離された幅員1m以上の自転車レーンを確保する」ことを整備形態の基本とするよう考えております。

このような本市の考えについて、ご意見をお聞かせください。

3 整備の進め方に関して、

- 本市の都市計画では、中心部において概ね 0.5km 間隔で幹線道路の整備が予定されておりますが、そのうち、まず中心部の幹線道路の概ね 2 本に 1 本を対象として優先的に自転車通行環境の整備を進めることにより、概ね 1km 間隔の自転車ネットワークを早期に形成することができます。
- また、まず 3 年を目途に、「車道左側通行」ルールの見える化として、自転車が流入する交差点の周辺に進行方向を示す矢印と自転車マークを先行して整備し、その後の 7 年を目途に、「自転車通行位置」の見える化として、交差点と交差点の間を線状に連続して矢羽根等を整備していくことにより、手戻りなく整備効果の早期発現が期待できます。
- そのため、今後の自転車通行環境について、「優先路線を対象に段階的に充実していく」ことを整備の進め方の基本とするよう考えております。

このような本市の考えについて、ご意見をお聞かせください。

4 その他、整備計画（素案）全般に関して、ご意見をお聞かせください。

【あなたご自身について】 ※差し支えない範囲でご協力をお願いします。

- (1) お住まい 市内在住 _____区 市内在勤 _____区 市内在学 _____区
- (2) 性別 男性 女性
- (3) 年代 _____歳代
- (4) 自転車の主な利用目的（自転車を利用されている方のみ）
 通勤 通学 買物・飲食 娯楽 業務 その他（ _____ ）
- (5) 自転車を利用される際、主にどちらを走られますか。（自転車を利用されている方のみ）
 車道 歩道
- (6) 中央区本町通における自転車レーン整備をご存知ですか。
 はい いいえ

意見募集期間：平成 28 年 3 月 16 日まで【必着】

メール：bicycle-lane@city.osaka.lg.jp

FAX：06-6615-6577 大阪市建設局管理部自転車対策課（自転車施策担当）あて

「自転車利用環境の整備に関する今後の取組みの考え方（平成24年3月）」の概要

検討の背景など

検討の背景

市内は上町台地を除いてほぼ平坦な地形。
 自転車は便利な移動手段として幅広く利用
 放置自転車台数が1万9千台。(H24.2)
 全国ワースト1
 自転車の不適正な走行による問題が発生。
 警察庁からの通達が発出。(H23.10)
 「良好な自転車交通秩序の実現のため
 の総合対策の推進について」

「大阪市自転車施策検討会議」を設置
 (H21.6~H24.3)

本資料の役割

歩行者にやさしい、安全安心・快適な自転車利用環境の実現に向けた基礎資料として活用。
 「とめる」・「はしる」・「きちんとつかう」という切り口で、今後の取組みの考え方を示す。



自転車利用の現状

自転車の利用状況

本市の自転車保有台数及び代表交通手段としての自転車利用は、増加傾向。
 自転車を利用する理由は、主に「利便性」「効率性」「経済性」の3つ。(H22.1調査結果より)

自転車関連事故

市内の事故全体に占める自転車事故の件数割合が増加してきており、全国平均の約2倍。
 市内：32% (H11) 40% (H23)
 全国：18% (") 20% (")
 自転車と歩行者の事故が急増。
 市内：12件 (H11) 134件 (H23)

これまでの取組み

「とめる」事に関して

(自転車駐車場の整備)
 駅周辺の公共自転車駐車場の整備 (S48~)
 中心市街地(キタ・ミナミ)対策 (H17~) 【写真】
 附置義務条例の施行 (H22~)
 公開空地を活用した公共自転車駐車場の整備 (H23~)

(放置禁止区域の指定・即時撤去など)
 放置禁止区域の指定・即時撤去 (S58~)
 中心市街地対策(面的拡大、撤去強化) (H21~)
 自転車駐車場の有料化 (S63~)

(啓発)
 サイクルサポーター制度 (H17~) 【写真】
 中心市街地での自転車まちづくり地域協定の締結 (H21~)
 児童絵画路面シート (H22~)



【写真】自転車駐車場の整備前後の状況(キタ)



【写真】自転車利用者への啓発 【写真】自転車歩行者道の整備

「はしる」事に関して

市内周辺部の幹線道路を中心とした自転車道・自転車歩行者道ネットワークの形成 (S48~) 【写真】
 河川敷などを活用した大規模自転車道の整備

「きちんとつかう」事に関して

春・秋の交通安全運動などにおける啓発活動

今後の取組み課題と進め方

鉄道駅周辺のきめ細かい駐輪対策

地区ごとに駐輪需要量と供給量のバランスを確認し、不足している地区については、引き続き、自転車駐車場の整備が必要。
 比較的余裕がある地区では、他の目的への転活用などを検討。

民間による自転車駐車場整備の促進

自転車駐車場台数を早期に効率的に増やすために、民間による自転車駐車場整備の促進も必要。

利用率が低い自転車駐車場の利用促進

地区ごとに要因を分析し、利用率の向上を図っていくことが必要。

中心市街地における駐輪対策

中心市街地に加えて、中之島・船場・北浜などのオフィス街においても、自転車駐車場の整備などの駐輪対策が必要。

商店街における駐輪対策

商店街では、自転車駐車場を集約化する手法が現実的なため、共同自転車駐車場に関する検討が必要。

バス停留所周辺における駐輪対策

放置自転車が多いバス停留所周辺での駐輪対策が必要。

市内中心部における自転車走行環境対策

幹線道路対策と細街路対策(エリア対策)が必要。
 自転車の利用状況などを踏まえ、自動車・歩行者通行空間との分離、市内周辺部の既存ネットワークとの連続性の確保等が必要。

市内周辺部における自転車走行環境対策

未整備区間などの整備及びミッシングリンクの解消(新たな区間の追加)が必要。

観光目的を想定した自転車走行環境対策

今後の自転車利用ニーズも想定した対策の検討が必要。

自転車管理責任の明確化、自転車利用のルール教育・学習機会の創出

「登録制度」「保険制度」「講習制度」などを普及させる取組みが必要。
 自転車利用のルールに関する「知識」と乗る「技術」について、あらゆる機会を通じた教育・学習等が必要。

検討を行い整備計画を策定